

牛久市役所パワーハラスメント防止条例

平成26年9月29日条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、牛久市役所において、市民サービスへの障害となるパワーハラスメントの問題に関し、職員の苦情及び相談に正しく対処し、職員の良好な職場環境を確保し、もってパワーハラスメントを防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例においてパワーハラスメントとは、牛久市役所において職員が他の職員に対し、職権、雇用形態、経歴、知識などの力を背景にして、本来の業務の範疇を逸脱して、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、職員の就業環境と就業意欲を悪化させ、又は雇用不安を与えることをいう。

2 この条例において職員とは、常勤又は非常勤など雇用形態を問わず、一般職又は特別職など職種を問わず、牛久市役所に働くすべての者をいう。

(パワーハラスメントの態様)

第3条 この条例において、対象となるパワーハラスメントの態様は次のとおりとする。

- (1) 侮辱的な言動や嫌がらせ、乱暴な言動、噂の流布等により、職員の就業環境を悪化させ、又は当該職員を身体的精神的に傷つけるもの
- (2) 勤務条件に不利益を与える行為により、雇用不安を与えるもの
- (3) 職員の能力の発揮を阻害するほどの叱責や指導により、職員の就労意欲を極端に低下させるもの

(職員の責務)

第4条 職員は、お互いの人格を尊重し、他の職員を職務遂行上の対等なパートナーと認め、パワーハラスメントをしてはならない。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、職員が良好な職場環境の中で働き能力を発揮するために、職場におけるパワーハラスメントについての正しい認識を持ち、パワーハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適正に行わなければならない。

(相談窓口)

第6条 職員からのパワーハラスメントに関する苦情又は相談を受け付けるため、相談窓口を設置する。

2 相談窓口には次の5人の相談員を配置する。

- (1) 女性職員 2人
- (2) 牛久市職員組合が推薦する職員 1人
- (3) 人事を担当する課長補佐又は主査
- (4) 市役所職員以外の者で、医師又は臨床心理士などパワーハラスメントの相談業務に精通している者 1人

3 前項の相談員は、原則として、毎年度4月1日にその氏名等を公表するものとする。

ただし、年度中途に当該相談員に変更が生じたときは、その都度公表するものとする。

相談窓口の責任者は、相談員が互選で決定する。

4 苦情又は相談の対応は、相談員2人以上で行い、うち1人については、当該事情聴取を行う相手方と同性の者を充てるものとする。

5 相談員は、苦情又は相談の申出を受け付けたときは、申出者及び行為者とされる者(以下「当事者」という。)又は必要に応じて関係者から事情を聴取し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて、その円滑かつ公正な解決のための指導、及び助言等を行う。

相談員は、事実関係と対応に関する報告を文書でまとめ、責任者に提出する。

6 相談窓口の責任者は原則として、前項の規定による事実関係の確認等を行った後は、その後の対応を次条に規定する審査委員会に委任するものとし、速やかに事実関係に関する報告文を審査委員会に提出し、審査委員会の開催を要求しなければならない。

ただし、当該の苦情または相談が誤解等によって生じた場合など明らかに軽易な案件で、相談員がその円滑かつ公正な解決のための指導、助言等を行い解決した場合は、この限りでない。

(審査委員会)

第7条 前条第5項の規定による開催要求に基づき、パワーハラスメントに関する事実関係を調査し、公正かつ適正に処理するため、牛久市パワーハラスメント審査委員会を設置する。

2 委員会は、以下の6人の委員で構成する。

- (1) 副市長
- (2) 牛久市職員組合が推薦する者 男女各1人
- (3) 人事を担当する課長又は課長補佐
- (4) 相談窓口の責任者
- (5) 市役所職員以外の者で、医師又は臨床心理士などパワーハラスメントの相談業務に精通している者 1人

3 委員長は副市長とする。

委員の任期は2年とするが、再任を妨げない。

ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会は、前条6項の開催要求に基づき、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

ただし、委員が当事者となっている場合は、当該委員は出席できない。

相談窓口相談員からの報告を受け、改めて当事者又は必要に応じて関係者から事情を聴取又は陳述書を受け、審査する。

5 委員会の審査事項の評決は、委員の過半数の同意により決定するが、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

6 審査委員会は、前項の結果について、速やかに当事者に通知する。

(秘密の保持)

第8条 相談窓口及び審査委員会は、当事者及び関係者のプライバシーを尊重する観点から非公開とする。

相談窓口職員及び審査委員会委員は、当事者及び関係者の秘密の保持に努めるとともに、これらの者が不利益を被らないよう特段の注意を払わなければならない。

相談窓口職員及び審査委員会委員がその職を退いた後も、同様とする。

(罰則)

第9条 審査委員会が、当該行為はパワーハラスメントに該当すると認定した場合は、別途定める罰則規定に従うものとする。

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。